

1 国道161号小松拡幅13工区に係る
2 環境影響評価準備書に対する審査会意見（案）

3
4 国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に
5 対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

6 本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書（以下「評価書」
7 という。）に適切に記載すること。

8
9 **1 全般的事項**

10 （１）評価書の作成に当たっては、準備書における誤植等を修正すること。また、論
11 理的かつ丁寧な記述に努めるとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語
12 については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かり
13 やすい内容とすること。

14
15 （２）本事業は、国道161号線の改築事業として、高島市勝野から大津市北小松にかけ
16 て延長約4.3kmの4車線の道路を整備するものである。現道路で多発している交
17 通事故等の課題を解消するとともに、周辺集落の生活環境や琵琶湖の生態系・自
18 然環境等への影響に配慮するため、湖岸沿いの現道路を拡幅する当初計画から変
19 更され、山側にバイパス道路を新たに設置するルートが設定されたところであり、
20 計画段階での環境配慮が適切に行われたものと考えられる。

21 一方、計画変更後も事業予定地となったルート上やその周辺は、自然公園法（昭
22 和32年法律第161号）の特別地域に該当していることから、土地の改変を最小限
23 に抑え、動植物への影響や、構造物の設置に伴う景観への影響等を極力低減する
24 こと。

25
26 （３）特に、事業予定地南側の高島市鵜川付近では、JR湖西線と交差する橋梁構造
27 の道路が設置され、周辺の棚田景観に影響を及ぼすことから、道路構造や色彩等
28 を充分検討し、眺望景観への影響の低減に最大限努めること。

29 また、道路の整備により、周辺の動物・植物の生息・生育の場が分断される可
30 能性があることから、生息・生育環境の連続性の確保についても十分配慮するこ
31 と。

32
33 （４）道路事業は、環境影響評価手続の後、実際に工事着手されるまで、相当の期間
34 を要することが想定される。

35 このため、事業予定地およびその周辺における社会的状況または自然的状況に

36 関する情報を継続的に収集し、必要に応じて、環境への影響に係る予測評価結果
37 や環境保全措置の内容を見直すこと。

38 その際、必要に応じて、追加の現地調査や専門家への意見聴取を行うとともに、
39 予測評価の見直しにあたっては、最新の知見や技術を積極的に取り入れる等、環
40 境保全措置がより効果のあるものとなるよう努めること。

41
42 (5)特に、事業予定地の周辺では、希少な動植物種の生息・生育が多数確認されて
43 おり、必要に応じて、工事着手前に追加の現地調査を行うなど、自然環境の状況
44 変化を十分に把握した上で、確認された動植物種の生態的特性に応じた予測評価
45 や環境保全措置を行うこと。

47 2 個別的事項

48 (1) 動物・植物・生態系

49 動物について、予測評価の結果、希少猛禽類のミサゴは、繁殖障害が生じる可
50 能性があるため、工事中の環境保全措置のほか、工事前から工事後の期間にわた
51 り事後調査の実施が計画されている。

52 事後調査の結果、工事前に繁殖障害や営巣木の放棄等の著しい影響が生じる可
53 能性がある場合や、工事中に著しい影響が認められた場合は、専門家の意見を聴
54 きながら、これらの影響が十分に回避または低減されるよう、追加の環境保全措
55 置を講じること。

56 また、生息環境が保全されると評価された他の動物・植物についても、その生
57 息域・生育範囲の一部が消失、分断されるため、準備書記載の環境保全措置に留
58 まることなく、できる限り影響が回避または低減されるよう、追加の環境保全措
59 置を講じること。

60 その際、小型哺乳類は大型のものに比べ移動能力が低いことや、保全対象とす
61 る種の繁殖時期等についても考慮すること。

63 (2) 景観

64 事業予定地南側の高島市鷓川付近では、農林水産省の「つなぐ棚田遺産」に登
65 録されている棚田が広がっている。準備書では、棚田景観への影響を予測評価す
66 るための眺望点として、琵琶湖側からの地点のみが選定されているが、追加で山
67 側からの眺望景観の変化についても予測評価すること。

68 準備書で示された環境保全措置は、橋梁等のデザインや色彩等に配慮する抽象
69 的な内容となっていることから、できる限り具体的な内容を示すこと。

70 また、具体的な環境保全措置の検討の際には、その時点における最新の技術・

71 知見の収集に努め、道路構造のみならず、防音壁、照明等についても検討を行う
72 とともに、隣接する第14工区における保全対策との連続性の確保にも努めること。

73

74 (3) 文化財

75 事業予定地のある高島地域は、鉄鉱石を使った製鉄が行われていた地域であり、
76 工事実施時に遺跡地図には示されていない遺跡が発見される可能性がある。この
77 ため、埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに関係行政機関と相談し、適切な
78 措置を講じること。

79

国道161号 小松拡幅13工区 環境影響評価準備書に対する審査会意見(案)						
		審査会での 委員意見	市長意見	公聴会での公述	住民意見	庁内関係課意見
	<p>国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。 本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書(以下「評価書」という。)に適切に記載すること。</p>					
1 全般的事項						
(1)	<p>評価書の作成に当たっては、準備書における誤植等を修正すること。また、論理的かつ丁寧な記述に努めるとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容とすること。</p>	3,13				○
(2)	<p>本事業は、国道161号線の改築事業として、高島市勝野から津市北小松にかけて延長約4.3kmの4車線の道路を整備するものである。現道路で多発している交通事故等の課題を解消するとともに、周辺集落の生活環境や琵琶湖の生態系・自然環境等への影響に配慮するため、湖岸沿いの現道路を拡幅する当初計画から変更され、山側にバイパス道路を新たに設置するルートが設定されたところであり、計画段階での環境配慮が適切に行われたものと考えられる。 一方、計画変更後も事業予定地となったルート上やその周辺は、自然公園法(昭和32年法律第161号)の特別地域に該当していることから、土地の改変を最小限に抑え、動植物への影響や、構造物の設置に伴う景観への影響等を極力低減すること。</p>					○
(3)	<p>特に、事業予定地南側の高島市鷺川付近では、JR湖西線と交差する橋梁構造の道路が設置され、周辺の棚田景観に影響を及ぼすことから、道路構造や色彩等を充分検討し、眺望景観への影響の低減に最大限努めること。 また、道路の整備により、周辺の動物・植物の生息・生育の場が分断される可能性があることから、生息・生育環境の連続性の確保についても十分配慮すること。</p>	2	○			
(4)	<p>道路事業は、環境影響評価手続の後、実際に工事着手されるまで、相当の期間を要することが想定される。 このため、事業予定地およびその周辺における社会的状況または自然的状況に関する情報を継続的に収集し、必要に応じて、環境への影響に係る予測評価結果や環境保全措置の内容を見直すこと。 その際、必要に応じて、追加の現地調査や専門家への意見聴取を行うとともに、予測評価の見直しにあたっては、最新の知見や技術を積極的に取り入れる等、環境保全措置がより効果のあるものとなるよう努めること。</p>		○			
(5)	<p>特に、事業予定地の周辺では、希少な動植物種の生息・生育が多数確認されており、必要に応じて、工事着手前に追加の現地調査を行うなど、自然環境の状況変化を十分に把握した上で、確認された動植物種の生態的特性に応じた予測評価や環境保全措置を行うこと。</p>	8,9	○			
2 個別的事項						
(1) 動物・植物・生態系						
	<p>動物について、予測評価の結果、希少猛禽類のミサゴは、繁殖阻害が生じる可能性があるため、工事中の環境保全措置のほか、工事前から工事後の期間にわたり事後調査の実施が計画されている。 事後調査の結果、工事前に繁殖阻害や営巣木の放棄等の著しい影響が生じる可能性がある場合や、工事中に著しい影響が認められた場合は、専門家の意見を聴きながら、これらの影響が十分に回避または低減されるよう、追加の環境保全措置を講じること。 また、生息環境が保全されると評価された他の動物・植物についても、その生息域・生育範囲の一部が消失、分断されるため、準備書記載の環境保全措置に留まることなく、できる限り影響が回避または低減されるよう、追加の環境保全措置を講じること。 その際、小型哺乳類は大型のものに比べ移動能力が低いことや、保全対象とする種の繁殖時期等についても考慮すること。</p>	1,2,7,10,11	○		○	

		審査会での 委員意見	市長意見	公聴会での公述	住民意見	庁内関係課意見
(2) 景観						
	<p>事業予定地南側の高島市鷺川付近では、農林水産省の「つなぐ棚田遺産」に登録されている棚田が広がっている。準備書では、棚田景観への影響を予測評価するための眺望点として、琵琶湖側からの地点のみが選定されているが、追加で山側からの眺望景観の変化についても予測評価すること。</p> <p>準備書で示された環境保全措置は、橋梁等のデザインや色彩等に配慮する抽象的な内容となっていることから、できる限り具体的な内容を示すこと。</p> <p>また、具体的な環境保全措置の検討の際には、その時点における最新の技術・知見の収集に努め、道路構造のみならず、防音壁、照明等についても検討を行うとともに、隣接する第14工区における保全対策との連続性の確保にも努めること。</p>	3,4,6,12,14	○	○	○	○
(3) 文化財						
	<p>事業予定地のある高島地域は、鉄鉱石を使った製鉄が行われていた地域であり、工事実施時に遺跡地図には示されていない遺跡が発見される可能性がある。このため、埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに関係行政機関と相談し、適切な措置を講ずること。</p>	5	○			